

重度障がい者の医療費助成及び公共交通機関の運賃割引等の精神障がい者への適用に関する意見書

平成5年の障害者基本法により、これまで主に医療の対象であった精神障がい者が障がい者福祉の対象として位置づけられ、身体・知的障がい者と同水準の福祉施策を整備する根拠が与えられた。しかし、精神障がい者と身体・知的障がい者との格差は解消されていない。例えば身体及び知的障がい者の重度障がい者については、すべての医療費が助成の対象となっているが、17道県及び7政令市以外では、精神科の通院医療以外の診療科目について助成の対象にはなっていない。

また身体及び知的障がい者の重度障がい者については、JR、民間鉄道、バス、航空機の運賃、高速道路の通行料金などが割引の対象となっているが、精神障がい者については、大阪市営交通、高槻市営バスの運賃以外は、割引の対象にはなっていない。

大阪府精神障害者家族会連合会が実施したアンケート調査の結果にも、診療費の負担から受診を控えることや、交通費の負担で困っている声が多数寄せられるなど、経済的に苦しい状況が浮き彫りになっている。

そこで下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 一、精神障がい者についても、身体及び知的障がい者の重度障がい者と同等に全診療科の入院、通院費の助成の制度とすること。
- 一、精神障がい者についても、身体及び知的障がい者の重度障がい者と同等の公共交通機関の運賃割引を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

各宛